

海軍デハ航空隊陸軍デハ近衛師團が最取モ  
 強硬デハ海軍デハヒララ撤キ近歩デハ森林師  
 團長が東条サンノ婿古賀少佐ニ射タレテ死ン  
 ダ相デスガ古賀少佐モ直ニ切腹シマシタ  
 今ノ様子デハ軍が治マリマセン必ズ激起シテ戦  
 フ事ニナルト思ヒマス私共モ軍トニ諸ニ國民ニ呼  
 ビカケ一諾ニ斗フ体勢カラ作りタイト思ツテ居リマ  
 ス  
 停戦協定ニ新首相梅津豊田ノ二名ガヒリッ  
 ピントニ向ヒ取極メラスルノデスガ海軍航空隊デハ  
 軍使ノ飛行機ヲ撃テ落ストイツテ居リマス  
 七生義團ト云フノハ小林中將ヲ中心ヲ中心ニ結成  
 サレテ居ル革新団体デスガ別添ノヒララ作成各  
 方面ニ呼ビ扱クテ居リマス  
 現在ノ重臣共ハ一人トシテ所在判明セズ此デテ居

マスガ近衛緒方ノ如キハ敵側ト通ツテ

天皇ノ処分

皇族ノ島流シ

ラ計画ニ居ル不届ナ奴共デ必ズ天忠ガ下リマス  
二軍機内ノ動向

管内ノ軍機内ハ聲明發表直後ハ何レモ周章ナリニ  
居リタルガ其後其レノ系統ヨリ指示アリ  
タルモノ、如ク落着ク取戻シ將來ニ備ヘルト稱シ  
警言戒スツキニ動向アリ其ノ具体的事例トシテ

- (1) 上田憲兵分遣隊ニ於テハ昨夜トラツクニ依リ長  
野杉本ニハ各地ヲ廻リタル事定アルモ甲件不明ナリ  
(2) 燕部隊ハ持攻隊ニ於テハ最初此觀シ居リタルヲ  
最近則ニナリナ七日召集解除ノ予定ヲ取止メタ  
ルニト

(3) 東部軍地下工事ニ當レル東部軍経理部將校ハ

軍トシテハ徹底坑戦セヨト大詔再議発ガハズ  
アルトノ言ト辞ヲ弄シ居ルコト

等ノ事例アリ中央情勢ト考ヘ合セ何等カノ計

画アルヤニ考セラルルニ依リハ其時ニ依リテ

其時本ニシテ各州ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

其時ニ依リテ其時ニ依リテ其時ニ依リテ

檄

一 天壤無窮ノ御神勅ニ又シ

二 國ヲ亡ス如キ勅命ハ勅命

三 敵ノ支配下ニ於ケル天皇ノ

大權ハ大權ニ非ズ

四 現下ノ悲痛極リナキ亡國ヘノ

道ハ斷シテ大御心ニ非ズ

賣國的好賊ノ憎ムハキ

陰謀ノ結果ナリ

五 國民諸君徒ラニ茫然

自失セス直チニ蹴ツテ

君側ノ奸賊ヲ誅シ徹

底抗戦セヨ

六 君國ヲ護持スル戰ヲ

トナリ

七 生主義軍

(一) 天の御子 全國民に概す

皇族 皇統

果せる哉 マツカパーサーはこの  
果せる哉 マツカパーサーはこの  
異化と處を宣言して来た

(二) 近衛、緒方とは敵の命令で

入閣したのだ 奴等はフリー

メイソンだ

(三) ハテや真相は曝露した

立たざるものは日本人に非ず

我等に續す

陸海軍精銳

七生並我軍

# 檄

萬世一系ならざる外國に於ては君主の意思即ち「勅命」といふことは君主たる個人の意思（恣意的意思であらうが、無からうが）のことであるから例へ悪虐無道般の紂王の如き君主の意思でも「勅命」といふべきであるが 皇國日本に於ては

天皇の御意思即ち「勅命」とは個人たる 天皇の御意思（恣意的意思）のことではありません

大御心といふことも 聖慮といふことも 聖断とい

ふことも畢なる個人たる 天皇の御心といふことで

はありません。それ水は 皇祖皇宗より萬世一系

連綿として 紹述され承け継ぎ承け継ぎ来つた

精髓としその 即ち祖宗の神靈と 天皇と一体

となつた大御心のことであり、そういふ 大御心よ

り發せられた御意思が 皇國に於ける「勅命」な

のであります

或る一つの勅命が連綿たる祖宗の御神靈と一体

としての勅命であるか否かは主觀的にも客觀的に

も判らぬ場合が多いのであります（例へば宣戰

を為すべきや否やの如き）斯る場合には申す迄も

なく吾々は勅命として受くべきや否やを勝手に

判断すべきでなく勅命とあればいとも尊く拜

承し御聖断に従ふべきであります（楠公の湊川

の心事はこれでありませう）が、或る勅命が 皇祖

皇宗の御神靈や天壤無窮の御神勅に照らし

兒童走卒と雖も疑ふ餘地なく之に背反して居る場合には假令形式的には「勅命」でありましてもそれは斷じて勅命と考ふべきではありません。従つて之に背くも決して遠勅にはなりません。

今や天壤無窮の國体を捨て無條件降伏以て敵軍司令官の指揮下に天皇の大権が置かれんとしてゐます。天皇の大権は最高、絶對、固有でなければなりません。敵軍司令官の下に置かれた瞬間天皇の大権は滅却され君民一体の國体は滅せするのであります。如何にそれが「勅命」の形をとりましても斷じて「勅命」でなく大御心より發せられたものではありません。何となれば天皇の御意思によつて國体を滅すといふことは祖宗の神靈や天壤無窮の御神勅の到底許さざるところであるからであります。

戦ひ敗れ一億悉く戦歿し皇系又悉く事實上絶無になつて國滅びた場合と、天皇の御意思によつて國体を滅す場合と同一に考ふべきではありません。

更に降伏條件中「人民の自由なる意思による投票によつて政体を定める」ことになつて居りますがそれが水自体既に統治權の主体が人民に移つたことを前提とするものであります。開闢以来君臣の分定まれる皇國日本に於ては絶對に許

さるべき條件ではありません  
況んや斯る投票が絶対干渉の下に行はれるで  
あらうことは火を睹るよりも明かなるに於てをや  
さ水ば此の降伏條件の履行は皇國日本の國体  
を七すこと疑ふ餘地がありません  
殊に況んや斯る「勅命」が不逞非望不義不忠、  
天人俱に許さざる君側の奸臣輩の詐欺又は脅  
迫に因る 天皇の御意思の表示なること明々  
白々なるに於てをや 何をか躊躇すべきであ  
りませう、直ちに起つて國体破却の虚妄なる  
勅命に抗し、眞の勅命を仰ぐまで一死只大國  
難を突破せんのみであります。

昭和二十年八月十五日

七生義軍



電報譯 八月二十日

通信表

長野縣警察部長發

保安課長宛

一 本日迄、度 軍民冷靜ヲ保テツツアリ

一部、地才ニ預金、拂度ニ請求者、

増加、傾向アリタルニヨリ、關係機関

ヲシテ指導セシメツ、アリ 上田市

所在士友學校生徒百五十一名ハ命令

ニ依リ東京ニ帰京。

以上

電報譯八月三日 午前十一時受理 外事別室

長野県特高課長 發

赤坂事ら及宛 名

一 在京 藤森等、政府方針及対之(国民) 寺田及心カイヨリ政策研究所

二 要亦ス(文ヲ作成シ各々方面ニ配布セシ)

模倣トシ(招電ニヨリ)上京セシ上田大連並

青年同盟、網田信次ハ十三日帰省、曾下

駱花部隊方面ト連絡セシ模倣アリ、初向流

意中(ナリ)

電報談

航空課長

事務官

長

長野縣警察部長 答

八月二十七日 通信室

保安課長宛

飛行機航空禁止後 縣下ニ於ケル 航行状況左記

ノ通リ

記

八月二十日午後十八時三十分日本機一機 東京ヨリ上田市上 日本帝國政府

空ヲ通過長野飛行場ニ着陸ス

二十四日十八時鹿兒島縣スイ海軍航空隊員付

西原隊二等兵飛行兵曹(木村トモカズ)ハ練習機

ニテ飛行線下水内郡永田村山沖ニ不時着ス

特二秘苑第一四六號

昭和二十年八月二十八日

長野縣知事 大坪保雄

内務大臣 山崎 巖殿

戦争終結ヲ續ニ諸勅向ニ関ス  
ル件 (軍報)

首標ノ件其ノ後、勅向左記ノ如ク  
有之  
右及内申ノ也

警察部用

長野縣

一、軍方面

(一) 士官學校勤務

一、八月二十六日上京中、校長北野中將  
歸校し職員生徒ヲ説得シタル結果  
概不至

一、八月二十五日上級幹部會議ヲ開催シ

八月末迄本校、解散ヲ決定ス

一、監事 杉村少将、教育總監部

一、總務部部長ニ轉補ス

一、上級幹部中、少佐級約十名ニ

憲兵隊長ニ補職セラル

一、現代迄同校内ニ於テ下士官一

生徒一、自又者、其知也、以、  
之等、其勤、二、出、つ、ん、を、ノ、ナ、ク、平、  
靜、ナ、リ、

(2)

特幹合格者ヨリ、通信

国各年在位、丸山勝太郎

長男、丸山勝太郎、当二十三年

六、在京日本高等、戦、運、学、校

生徒トシテ、在、学、中、特、幹、ヲ、志、

願、シ、合、格、シ、タ、ル、如、シ、  
戦、争、終、結、ニ、連、ヒ、不、揃、ト

如、ク、八、月、二、十、六、日、有、書、父、宛、

中長3 (篤友納)



警察部用

左記、如キ通、行々、寄々、来レリ  
追、府、同、様、ハ、口、十、名、ニ、近、キ  
特、幹、合、格、者、ア、リ、ト、謂、フ

記

甲、を、出、つ、る、に、雲、合、さ、る、に、雲、別  
か、ら、し、雲、到、頭、天、命、帰、す、る  
外、あ、り、泥、中、踏、龍、天、に、向、え  
飛、ば、ん、と、欲、す、身、小、譯、に、し、て  
時、に、利、あ、ら、ず、今、日、迄、酬、中、の  
こ、と、了、得、き、小、生、……

身、は、た、と、入、總、長、の、後、に、碎、く  
と、し、つ、か、い、護、り、玉、文、私、島、根、を  
……書、中、言、を、つ、く、さ、す、日、暮、り

長、手、系

(3)

南の室を破りて 神川不滅を 長里 県

父上 称

八月十五日

勝男

以上

装甲奉引車廻還

东北三三三部隊

在りてハ装甲

奉引車、隠匿文還、局

八月二十三日 駿地 中義 縣 和田

ヨリ 八一二一 号 車 一 輛 運 送

西筑 六 部 福 島 新 一 運 搬

同 隊 六 部 者 未 出 前 同 身 出 身

陸 軍 兵 長 奥 原 行 雄

保 管 中 如 し

(4)

此安堂印文下

上等兵曹

種山平一

当三十四年

茨城县土浦海軍航空隊

勤勞中 天ノ十ニ 八月

二十六日 夜 海軍 四八部隊

丹波向 急付ニテ 中 名 他

仕務 繕 好 直ガ 帰レ

電報 到 着 目 也

而シテ 中 名 未ダ 帰 御 也

毛ノニテ 蒙 人 之 ヲ 受 欲 也

一ニ有之

長 子 系

警察部用

5)

岐阜県稲葉郡鷺沼村

約 第廿三(高隊)第四十教育飛行隊

陸軍少尉 原 武 以下三十六名

右に終戦ノ聖断ニ奮激シ八月十七日ニ三〇

離隊ス乃モ田名挺身隊ヲ組織シ信州

(北アルプス木曾谷)乃至飛騨山脈ニ立籠リ

極言ヲ求メ敵ヲ拒スベク逃セセルガ其後一

部ニ承認セシメテヨリ概ネ八月二十五日迄ニ

十名帰隊セルガ他ノ十六名ニ未ダ所在不明

ニシテ自下部隊側ニ於テ極力捜査中ナリ

憲兵隊 松本大隊ニ管轄ヲ任シ北アルプス方面ニ

捜査協力中ナリ

服装ハ軍服乃至私服ニシテ軍カヲ所持シ各人

約一千四ツ所持ス

中長3 (葛友輔)

一、國家主義團體

(1) 旧立憲黨の會幹部内田信男

戦争終結後、旧立憲の公問題

之、置如行、一、團、其、方、向

ヲ、折、新、ス、バ、ク、八、月、二、十、三、日、上、京

中、一、也、ト、止、午、得、定

セ、ル、ガ、本、名、ハ、帶、京、中、田、中、總

才、ニ、向、接、不、能、ナ、リ、ト、モ、側、近

ヲ、通、シ、テ、左、記、情、報、ヲ、又、午、セ、リ

ト、シ、讀、ム、也、ア、リ、成、行、ハ、復、意、中、一

。十八日、田中總才、ハ、宮、松、島

稱、ノ、仰、出、ヨ、リ、天、今、敏、意、見

長  
手  
案

警察部用

ヲ聽カシヤトノコトデアリ

。總才ハ今後ノ方針ヲ認事必

護テ行ク此ノ方針ヲ

化カアレバマテ改メテ方針ヲ

チハヤイト思ツテ居ル

(2) 又東亞各年同盟 細田修次

ハ過般来戦争ニ終結ニ反対

シ飽迄支戦スベシト存シ

民ヲ動員早ノ積極勢力

力ニ呼スルハ性動中ノ

如ク八月二十六日一志帰定セル

以テ其ノ動靜ヲ視察スルニ

上中 寺田福次郎、小林

首三郎等ニ連続シ軍方面  
 一動靜ヲ打聴スルニ曰テ  
 系ハテ平路ニ滞シ軍積  
 想流ニ遠ニ挫折スルノ形勢  
 ヲ知ルヤ其ノ目的達成見込ナ  
 シトシ暫時ハ情勢視察以外  
 一方策ナシトシ結論ヲ得ルニモ  
 一如何目下在定中ナルガ  
 尚ホ引續キ動向注意中ナリ  
 而シテ本名ニ一段落ノ後ハマツ  
 カーサーシノ會ハルニ因儼々（近衛  
 緒方）ヲモテラナクナラナク云々  
 ト漢文ニ添テ了

警察部用

長野系

特高ニ被後第一四九號

昭和二十年八月二十九日

長野縣知事 大坪保雄

内務大臣 山崎巖殿

戰爭終結ノ後ニ諸勅令ニ關スル件

第八報

首標其後ノ諸勅令如クニ  
有之  
右及申報候也

警察部用

長子系



一軍方面

官下駐中

八月十六日一應東京都引揚ヤタル

陸軍士官生校生徒四百名ハ米軍

進駐<sup>引揚</sup><sub>引揚</sub><sup>引揚</sup><sub>引揚</sub>二十六日<sup>引揚</sup>前<sup>引揚</sup>場

留地<sup>引揚</sup>小<sup>引揚</sup>縣<sup>引揚</sup>那<sup>引揚</sup>都<sup>引揚</sup>林<sup>引揚</sup>國<sup>引揚</sup>民<sup>引揚</sup>生<sup>引揚</sup>子<sup>引揚</sup>校

ニ<sup>引揚</sup>来<sup>引揚</sup>看<sup>引揚</sup>藤<sup>引揚</sup>森<sup>引揚</sup>校<sup>引揚</sup>長<sup>引揚</sup>ニ<sup>引揚</sup>中<sup>引揚</sup>能

判<sup>引揚</sup>シ<sup>引揚</sup>リ<sup>引揚</sup>目<sup>引揚</sup>下<sup>引揚</sup>ハ<sup>引揚</sup>及<sup>引揚</sup>集<sup>引揚</sup>署<sup>引揚</sup>ノ<sup>引揚</sup>状<sup>引揚</sup>况

〔<sup>引揚</sup>所<sup>引揚</sup>存<sup>引揚</sup>多<sup>引揚</sup>記<sup>引揚</sup>存<sup>引揚</sup>存<sup>引揚</sup>〕

南<sup>引揚</sup>同<sup>引揚</sup>校<sup>引揚</sup>長<sup>引揚</sup>ハ<sup>引揚</sup>大<sup>引揚</sup>記<sup>引揚</sup>ノ<sup>引揚</sup>如<sup>引揚</sup>ク<sup>引揚</sup>語<sup>引揚</sup>リ<sup>引揚</sup>タリ

日本<sup>引揚</sup>軍隊<sup>引揚</sup>ハ<sup>引揚</sup>凡<sup>引揚</sup>ソ<sup>引揚</sup>十五<sup>引揚</sup>万<sup>引揚</sup>位<sup>引揚</sup>ノ<sup>引揚</sup>常<sup>引揚</sup>備

ヲ<sup>引揚</sup>認<sup>引揚</sup>ム<sup>引揚</sup>ル<sup>引揚</sup>ト<sup>引揚</sup>言<sup>引揚</sup>フ<sup>引揚</sup>様<sup>引揚</sup>ナ<sup>引揚</sup>コ<sup>引揚</sup>ト<sup>引揚</sup>ニ<sup>引揚</sup>了

解<sup>引揚</sup>出<sup>引揚</sup>来<sup>引揚</sup>ル<sup>引揚</sup>カ<sup>引揚</sup>又<sup>引揚</sup>シ<sup>引揚</sup>レ<sup>引揚</sup>テ<sup>引揚</sup>復<sup>引揚</sup>重

警察部用

長子系

十態度ヲ行カネバナラナイ

④ 管下 下田郡那田郡富林字富本

十架飛行共曹 横山定良

當十六日

右ハ昨年二月豫科練習生トシテ寶  
塚航空隊一隊ニタル又ノナル也  
去ル八月二十日附ヲ以テ本籍地ノ  
寶姊との宛宛ノ如キ通信有  
之其ノ勸回相當注意サル、又ノ  
了リト思科サレ

記

警察部用

我樂若人ハ一大事ヲ為サントシテ居  
 ラス此ノ出足ガ孰ル様ナコトガ  
 若シハ上級者ニ對シテモ亦  
 皆様ニ對シテモ申譯ナイト考  
 へズ  
 我ハ一大事ヲ為サントスル時武士  
 ノ魂タル日本力ノ棄テノガ  
 甚ダ残念ニスガ教ニ方アリ  
 セル体當リテ行キマス  
 若シ我ガ大事ヲ完フニテ其ノ知也  
 ヲ変ケルニテナラオカ変取リニ  
 来テ下サト

八月二十一日

長子系

姉 様

風に散り露と成り身はつとせぬと

心に掛り國の行く未へ

今序本人の下宿先

兵庫縣武庫郡良元村

伊手志後場前

馬子殿真知子方

二國家主義方面

旧護國同志會所屬

代義士 中 原 隆 司

右ハ去ル八月辛巳日朝御黨同志

警察部用

下甲那郡富草村

元非議員 小林實男

乃伴人 在熱海 橋本使五部

訪問、身出發、其、目的

等、是、何、才、不、明、十、几、引、續、中、注、意

中 十、几、。

系 子 三

特二秘收第一六七號

昭和三十年一月二十九日

保安部

收郵縣知事

大塚保雄

事務大臣 山崎武藏 殿

國家主義系代表者、勸告、関之件

管下選出

旧護國同志會所属

代表者 小山 亮

右ハ中央ニ政界ニ於テ特異ナル勸告ヲ示シ

警察部用



反政的の論、作出或は「政府降伏」  
案ノ案ノ出スルト其ノ例之レカ  
ザルニテハ情勢ノ急変ニ對シ  
將來ノ方途、決定確信案、到達  
セザル如ク最近、勸静極大ノ静後  
ナルカ頃日所轄署員ニ在記、如キ  
言動ヲ致シルカ御参考也  
右及申報候也

記

一 和平決定ノ経緯

政府ニハ今度、和平降伏ヲ一併ノ  
参戰新型爆彈、出現ニ依リ

身に日様トトトカシテソレカ比レ  
 一、莫非十曜ニ大東亞戰爭  
 周始也當時カ行ハレタ共英、  
 謀畧カ成切シテソレアル  
 決定ハ陛下、決定ヲ其処迄  
 運ラテ前道カ問題ニ近衛、同  
 田、平沼等カ志、御膳立カシ  
 テアルテソレアル此、英ハ三三争又  
 立テハ也下共國前道カ復義サレシ  
 日本國民カ蓄ヤシリカシテ借シカ  
 ルトトアル此、繁謀、林花シテ  
 我ハ軍ト連絡シテ、學ニヤクシテ  
 断行ニテ政社カ採取、陛下カ權

三三系

警察部用



ンテ戰ノ体制ヲ作ル事迄テ阿南・梅  
 津ト又連絡シテ働カセテ遂ニ敗  
 レタ此レハ十四日ニ重臣達ハ其ノ  
 居ルカ所ニテ居タコト、近衛師  
 團長ハ何シテ又言フコトカ聽カナイ  
 為テアッタ今ニテ思ハハナシ三日月頃ニ學子  
 ヤリヤカッタコトカ失敗ノ由ニアッタ我々之例（政  
 府）ヲ採取スルニ此ノ戦ニ勝セザルト思フタ今  
 ハナリガ事國ノ回ニ事情ニ依リ今後ノ各ニ持テ  
 越ヌテイコトノ新型爆彈ハ山地ニ知事ノナリコト  
 其レヲ運ブボーイニシテ落ス各器ハ出来テ居タ  
 事一撃ヲカサ此レニテ抵抗シテ致  
 ントシテ此レニテ國ヲ苦境ニ

中長S (篤友納)

様十情ヶ十イ形ヶ十ク氣解  
 平局ト申候他ノ醒保シク  
 局ノ緒カ子候ハ長業ハ  
 申スアアカ官員ノ残念ナ  
 ク矣

(以下別紙ニ續ク)

警察部用

二 今後、見透下方針

警察部用

天皇の主権が~~点~~軍国命令の下に  
 立止るコトナコトテ日本國体が保たし  
 マト言フ譯ムカナイニ老方が  
 天皇ヲ通シテ日本國民ヲ擧取シ  
 屈服スルコトヲ考ヘテ居ル國民が  
 不平ヲ言ヒ及抗スルハ天皇ノ名  
 ニ依リ也ヲ抑ヘルニ誠ニ畏クイコトナ  
 カ 天皇が國民ノ怒ヲ待ニテハ斯様  
 ナコトテハ日本國體ノ尊嚴ハ保た  
 シナイ 實ニ泣イテモ泣キ切シナイ  
 敗戦ニ依リ失業者が一千万以上出ル  
 此ノ處思フト「インフレ」ノ對策

系 子 系

の到底出来にモノナイ。大衆の生  
 活の極度ニ苦しくナリ。少くも余利  
 の賠償トシテ持チ出サシ。其處ヲ  
 共産主義 左翼運動ハ地盤ヲ  
 得ル  
 資本家ヤ上層階級政治家共ハ  
 米國カラ金ヲ借リテ 援助ヲ受ケテ  
 齎敗トスルモクナシトナリ。大衆ニ  
 社会主義化スル此ノ生活苦一途ハ  
 工業労働者帰還兵士等ノ身  
 先ハ皇室ニ向テ危険ノ憂分ル  
 べシ。大衆ノ非難ヤ批判ノ的ニシ  
 皇室ガ神聖トスルモノナリ得ルカ下ルカ

中長3 (篤友納)

警察部用

利ハ所謂政治ハ愛憎カツキカ  
 此ノ國民ノ赤化スル危険ヲ穩健ナ  
 本一途ハ日本の良サヲ保存スル  
 農民組合 労働組合ノ運動トシテ  
 結果トシテ 極端ナモノト  
 アメリカ的賣國的傾向ト戦フ  
 日本ライト思フ

當テ左翼ノ前懸者ノ主立ツ者  
 ハ大体知リテ居ル之界ノモノハ今  
 極端ニ走ル危険ハナイノヲ使テ  
 行カウト思フ

一時議員ハ辞メ横カト思フ  
 思ヒ上ルニシテ(無)事ニモ出ルカ

三子系

僕らも終つたかと思ふ。又かゝる事から  
問題の中心は、又いふ日本國民の生活に  
かゝる健康の大事の運動の中  
来々于于考へて

中長 3 (葛友納)

特二枚又第一五〇號

昭和二十年八月三十一日

事務官

長歌縣知事

文坪保雄

内務大臣 山崎 巖殿

戦争一終結ヲ鏡ニ諸動向ニ

昇一スル件

(第九報)

如首標一件其後動向左記

如及申報也

警察部用

一、國家主義團體方面

旧立憲黨長心會

管下旧立憲黨長心會真一動向

付テハ既報如ク懐敵力一急報

= 對テハ結社復活、意圖

シ念ハ濃化シ不穩文書

配布一或ハ中央幹部トシ

終強化等ハ出テハ、

ハハ不穩文書ヲ配布セ

一會員ニ附シテ管下上小起才

一會員ニ付キテ存ス

小縣郡東塩田村

農一田村治部也

警察部用



左ノ如ク其心合ヤトテ其体後  
 持ノ真ノ支柱タラシムベシトモ  
 強烈ノテ其勳ニ出ヅツアリ  
 今更ノ戦争終結ハ考ヘテ  
 是レハ是レ程強心ヲ  
 教方ナク  
 一連中ガ田中澤ニ總テ  
 教ハ從ハズニ自分勝手  
 一コトヲシテ其ノカ  
 其ニ日本國體ヲ知ツ中  
 毛ノガナカツト云フ事  
 今更ノ事  
 今更ノ事  
 今更ノ事  
 今更ノ事

中長3 (葛友納)

警察部用

國体護持ヲ叫ビテ  
 利敵ヲ為  
 シテ素ヲノゾ  
 今夜ノ戦争  
 結結律ヲ条件ニ玉体護持ノ  
 結加アルガ憲法ヲ認メテ是  
 大権ヲ奴等ニ剽奪セテ何ガ  
 國体護持ガ真ノ日本玉体ヲ  
 知ラズ又連中ノ言フコトガ田中總  
 才ノ教育ヲ受テシバコレヲ馬鹿  
 一トトイフニハシタイ此ガノ戦争  
 一結結ガツテ近所ノ軍人ヤ  
 玉民ノ悲憤除限スルヲ見ルニ  
 忍ビタイニガアル我々ニ又玉  
 体護持ニムツタノダ今後ノ日本

184

「末更化するに  
造 美良の念が  
子、魂百マゾト  
→ 張 へ、ガ  
三ツ  
後ハ日取後  
一ム

185

二級方面

本籍神奈川県中郡二宮町大字山西

四ノ三番地

前科十犯

富盛堂後四子服役中

加藤修二

當五十年

本籍東京都本所区石原町三丁目三番地

前科三犯

富盛堂後二子服役中

秋山富孫

當二十五年

長子系

警察部用

右者築ハ長野刑務所ニ服役中  
ナリシハ大東重義争結緒ヲ  
知ルヤ本月十六日河内ニ為  
ト共ニ尤忠道書ヲ致シ  
進退セリカ目下捜査中ナ  
リ

尚ホ凶人間ニ嚴争結緒ニ保  
フ道法精神、英視傾回  
垂テ刑務築ヲ豫想スル  
キアリテ注意サレシクアリ

左記

加藤修

祖國日本の光輝ある歴史は昭如二十日  
八月十五日をわつと永劫に終末を告

げぬ悲痛と慟哭の渦中にあり同  
胞諸君よ 四ヶ國共同通牒を要

請せよ皇國の明日は如何なる歴史を  
わつとわつとわつと現はれ来らるるかを

想像し視よこれと共に昨日を

金瓶英欲を誇り天地と忠誠を誓ふ  
ハレ我ら胸中、信條を冷靜ニ検討

シ自己の今日の態度か又祖の遺徳に愧  
ぢることを存せよ又省に觀る 甲乙

敬米英の備戰ニ於テ宣言レタル大  
平洋憲章に我らりの平素より

復口繼ハレ當然若現ナレバ皇國  
の明日を祈願ニ保るべきに殊に

恐ルオトモ 天皇陛下に被カセリ

警察部用

乙は身を披して我々の痛者に代らむと  
宣ふと給ふ誠意飽くなき敵の牙

に玉体も其へ給ふ我等兼子の本分ト  
してその大御心を甘受して然る人

さか、否然らざる者なり皇國の臣道は父  
祖のそれをも實踐して昭々たるかの

如く最後の一人に至るまで皇國護  
持の在り我々は奮戦する者ありの如

え此臣子の本分にして皇道唯一の

皇  
子  
系



實踐なりと信ず

徳新の人忠臣

西郷南翁先生は大夫は國破し

この瓦金も愧つと論じ給ふ

我々の進むべき道は唯この一途ありのみ

謹むに所感を述へ上司の御参考

に供す。

強り立ち學ちてし止まむ勢力をいひつゝ  
人継かむ

日本男子學

~~紙~~

秋山富孫

一筆書紙申上ます。八月二十六日記

私儀今戦笑の左め又弟を乞ふし

悲憤を今日道忍んで参りまし左が先日

日本軍降伏の報を聞き遂に

前途の光明を逸して仕舞ひまし左不

孝を重ぬとの結果か此、始末

必ず何にこの世に生き永らへておら

手系

警察部用

れきせう、一日お早くと親の許へ参り度くと毎日く苦しん心参り

おしながか幸なるかな同志の有る事を知り一啼に加はりましむ。今は唯

一矢を敵に放つて死すことを最後の懐と致します而して此の身

形は悪くとも心の奥は殉國の至誠より出でたる事と哀察下されば幸

甚いす

一死生拜

管下連級郡區島村駐也

空軍第五二部隊

海軍航空持攻部隊ニシテ隊員

四百名ヲ駐屯セシメタル也 戦術

終結ニ伴ヒ順次隊員ヲ帰郷セシメ

現在約二十名ヲ残スルト為シムガ最

近ニ至リ 農ニ帰郷セシメ若干名

(約二十名位ナラムト推定セシム) 岐ノ十縣

下平場燭泉ニ集團生活ヲ営ム

活シテ糧秣アリ 即チ部隊ヨリ

生活必需品ヲ自給軍ニテ

予記燭泉ニ過渡撤セシ事一頁ヨリ

警察部用

其、種、採、觀、象、サ、ル、ハ、モ、ノ、ナ、ル、ガ、其、ノ、動  
向、堪、意、之、下、キ、モ、ノ、ア、ル、ハ、法、ク、當、  
岐、阜、縣、ニ、運、給、體、察、方、リ、法、類、  
シ、タ、リ、。

大日本帝國政府

電報

事務官

保安課長宛

北海道警察部長宛

八月三十一日

通信室

(國定規格 B5 二六三×二五七 耗)

中二條

無服ノ古道院者

苗大日本赤誠会々員

中野

タイシ

就職

ノタメト稱シ

本日去祭立廻リ見込先ハ

橋本柝五郎

參謀本部

カケイ少將等ナルヲ以テ警視庁ヲ通ジテ手配相煩度

200

201

神州護國青里保安龍標

特ニ授又元年八月三十日

此和二十年八月三十一日

長野縣知事 又坪保雄

内務大臣 山崎巖殿

旧赤誠会真、勤静、二宮三件

旧赤誠会中央幹部部

和田 六

在川帝都戦災前、明治神宮前

於テ神宮良堂ヲ経営中ニ

戦災ニ遭ヒ管下更級郡上山田村

疎肉ニ 尔来 生業ニ就ク下ナク

三 戸 系

徒食中一十ルガ

此間管下度住

神兵隊中団係者、横澤利量

由志本ま義者、三井博一

等ト相識ルニ及ビ同志組織、資

展ヲ謀リツ、一方中央方面ノ連

絡ヲ前田光久等ニ附シ、何等

カノ工作ヲ進メツ、有リタル換

ナルガ戦争ニ終結ニ際シ、頃日

所轄署視察小係ニ在リ、言動アリ

タリ

右及申報ハ也



警察部用

此、問題記  
付テハ、今迄戦争中

於テモ、吾々六州島ノ、斗士ハ、寧ろ根

議シテ、計書ヲ進メテ、中々ノ、行有ルガ

中、央、ヨ、中心トシテ、全国ニ同志

ヲ、求メ、神州護國、青年保安隊

(仮称)ノ、組織シ、國体

ヲ、護持シ、大任ヲ、果スコト、シタシ

此、事ハ、一、絲、内、同志ノ、

護持、利、益

三、井、一、

両、君トモ、相謀リ、其、一、致シテ、結

論ニ、達シテ、中、心

食糧不足、失業者、泥濘ニ染  
 びテ共産主義ノ侵攻ガアリ亦多  
 一面ニハ民主主義、自由主義我  
 政治ノ冒スルニ日本ニ何  
 シヨリ觀テモ主体維持ノ最大  
 危機ガアル  
 五々ハ九月三、四日次  
 ト共ニ上京シ一週了  
 且ニ在京  
 シテ中央同志ト連絡シテ  
 豫言視テ内務省方面ノ意向  
 ヲ打斷スルニシテ  
 其ノ下  
 ヲリ甲種ノ身命ガ如何  
 時捨テモ惜クハ無ク死ス  
 何

中長3 (葛友納)

203

致  
し  
な  
る  
事  
に  
付

分  
け

警察部用

第  
一  
部

204

生傳

警務官立

警察部用

植初 和二十九年九月一日

長根 長雄

刺 大庭 山崎 岩殿 自 重 天

陵軍士官學校 勸教 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

米宗川縣相模原坐馬

陵軍士官學校

長子系

如陸軍士官学校ニ在リテハ本年  
四月官下菊佐久郡本牧村字堂  
月七廿月高野村高野女子学校ニ  
ニ在リ

校長 北原憲三 中將

幹事 松村 勲 特

各隊隊長 大塚井岩 大佐

ヲ幹部トシ教官 佐尉官約六十名外

総務部、材料部、副官部、主任職員

約五十名、五十名、五十名、五十名

百名駐屯ニ其地六十期生、五十名

解任官下ニ如上部隊、特科隊等、其

分數ニ在リト謂フニ在リ、其力去ル八月

警察部用

十五日戰事終結、仰聖到降しし  
 以來、野靜、内否スルニ甚、概況左  
 記、如クニ同月三十日一礼解散  
 同士官字校ヲ用、無事終結  
 三ノリ  
 右ノ申、教セ

一 生徒活動誌

八月十五日、四聖到降しし日、  
 五十九期全巻中ニ、名ハ、富士山探  
 一、強明中ニ、セリ、シル、如ク、戦事終  
 結ヲ知ルヤ、極急ニ、擧、激ニ、飢、厄、交  
 戦スベシトスル大勢ニ、支、視、サ、シ、テ、スル

長  
手  
系

標原アリ夫陸井生後隊長一礼  
 之ヲ鎮撫之迄之坐馬ノ車後之至  
 リ女之調香ニナル女ノ聖到ハ陸  
 下ノ是キハ世意ニ日ル又ノニテハ謂  
 倒近ノ謀畧ニ日ル又ノナリトスル一  
 解也評ノ事ナル後説ナル工トハ  
 カトナルヤ自ラ十日同本校ニ  
 集結ナル人五名迄ニ訓示ニシテ  
 書必讀飽迄時機ノ来タルヲ待  
 ヲトシト説得ニ至結亦後来ヨリ  
 絶村信望アリタル全後隊長ノ説  
 得ヲ了承ニテ一礼沈静ニ歸  
 二十五日雨ニ肩書 翌月十日 既

警察部用

先ニ復歸一ニシルカ如ク馬ノ生徒隊  
 長ノ命一ニヨリ其ノ動向平一靜一ニシ  
 三特ニ注意スルヤ又ノ十ノ同月  
 三十日同地望月五民字校ニ於テ  
 此昭校長臨席ノ下ニ解散式ヲ舉  
 行ニ茲ニ疎ヲ先陸軍一士官  
 字校ハ一応閉鎖ニ同日ヨリ生  
 徒百十名ニ逐次退散ヲ見始  
 ヲ三十日迄ニ概不之ヲ終リシ  
 事ナリ

二 字校側ノ文是

〇八月三十日午後二時ヨリ二十五  
 民字校庭ニ解散式ヲ舉

長子系



行 又

(2)

同月二十一日午後二時ヨリ  
不ノ如下ヲ見如ク一般ニ  
官公衛ニ云フ如ク

(3)

坐馬士富字及沖ニ此ノ由共部  
神此ノ由神此ノ由同此部

校打大伊神此ニ併祀ニ者

合例祭ヲ同時ニ行フコト

之祭祀神若但百亦ヲ同祀

祭小ニ納メニ陸下ヨリノ者

校以下賜果一祀同村長子

山原娘其地ニ祭官方依頼  
ヲ厚又

警察部用

(4) 生徒の對しては、往來より、送車  
不都合部、下物、車一属へ  
ハ、是職、在一人あり、甚中、五百  
集り、支給、解、鹿、又

(5) 教官、一部、憲兵、科、料、スル  
者、当分、同地、滞留、スル、モノ、  
本籍地、帰ル、モノ、等、アリ、未ダ  
決定、至ラズ

(6) 経理部、中心トシ、約二百名ハ  
殊勞、整理、力、存、候、留、ス

(7) 北野、校長、ハ、是、根、御、里、ニ、寓  
居、スル、モノ、如ク、幹、事、村、松、少  
将、教育、總、監、部、付、ト、シ、轉、出、ス

長 手 系

(8) 其、他、生徒、集團、農耕、を、  
縣、内、周、整、地、に、帶、出、ス、ベ、キ、業、  
ア、リ、タ、ル、ニ、未、ダ、具、体、化、セ、ズ、(本、  
件、成、行、性、意、中)

三、校報トシテ信入ラシムルニ案注意申取

(1) 生徒隊長 天望井 宏 文 佐ノ杜 放  
校報

。八月十五日 市警署 下サレシ時  
五十九期生、富七山 植農ニ 協同  
中テアリ 非常ニ 昂高シテ 中々、  
自分ハ之ヲ 志 鎮 撫 スルト 共ニ  
坐 下、校 帰リ 直ニ 上 京シタ

中長 (葛友納)

此、了、参謀本部、中望所、  
 五、一五、小林、三三六、去澤等  
 が集り、喜之、陸軍側近、謀略  
 二ヨリ、陸軍側近、勳力、カサレ、タト、スル、ナラ、バ  
 士官学校、全生徒、宮城、ヲ  
 名、用、シ、之、等、側、近、ヲ、逮捕、シ  
 申、出、書、ノ、再、喚、登、ヲ、ス、ル、日、後  
 ノ、交、戦、ヲ、考、ス、ル、ト、ノ、結、論、ヲ  
 得、テ、ソ、シ、テ、名、坐、了、シ、生、徒  
 ヲ、集、結、シ、ケ、ル、其、ノ、真、相、ヲ、明、査  
 シ、テ、陸、軍、側、近、ノ、快、意、ヲ、  
 ア、ル、コ、ト、ガ、判、明、シ、テ、此、ノ、意、志  
 = 叛、ク、ユ、ト、ニ、ナ、レ、バ、逆、賊、ト、ナ、ラ、ネ、  
 係

警察部用

ナラナイノゾ 生徒ニ此ノ事 実ニ  
付ハ説明シテ結果ハ一カ鎮  
撫云々トシ得テ云々

(2) 坐了本校ニ於テ職員佐藤中  
長ハ執筆ニ終結ニ續徴  
割腹自殺シ (本衣イカカナル  
島ノ生理ヲ看) 尚ホ生徒一カ  
自及ス

(3) 望月氏士官 學校ニ在リテハ  
同校在學生徒 (氏名不詳 鮮人)  
ニレテ 未 國ト通ジ 諜報活動  
ヲナシ在リタル事 割明シ  
之ヲ知分ニタリトスル 凡評アリ

209

信スベキ助ヨリノモトニテ  
 中一付ハラシツ、アリ  
 ナルモ未タ明カナラズ  
 内容捜査部

警察部用

長子系

警察官 主

待二枚 宛 第一五八號

昭和二十年九月六日

長野縣知事

大坪保雄

内務大臣 山崎 巖殿

天野辰史、家族末孫三箇ニ付

在京 天野辰史

六有テハ、最近 菅下ニ疎開セリ  
付ハラシム、又アハニ付キ 調査セリニ

菅下 諏訪郡 北山村

温泉 美遊養旅館

ニ其ノ家族ヲ八月二十日 以来 常留セシメ

警察部用

来々九月十日頃帰京也此頃多芝

滞留也不在京一様株ナリ

追而滞留家族一父名次一通ナリ

長男 止止 光國 二〇才

次女 二三子 二三才

三女 一也才

以上

右以申報也



特高二秘癸第一五七號

昭和二十年九月六日

戰事終結後

事務官

長野縣知事

上野原

内務大臣 山崎巖殿

自又

金鷄 文定 益 角田 貫 息 角田 健 / 自又 二 関 不 仲

本籍 山形縣鶴岡市 若菜 所 住 所 長野市 栄 所

長野女子青年師範學校 教諭

角田

健

警察部用

長野系

大正元年八月二十日生

在東京 金鷄學院女子部 書道

通正 日本文藝思想運動 運動

就中 縣下各地市民學校職

了 相当數 所謂 問下生

持 角田 眞 瑛 息子

角書 長歌 外子 去年 師範 學

救 事 職中 去 八月 十五日

戰 事 終結 即 斷 降

臣子 卜 天 皇 陛下 申 講 十二

昭和二十年九月一日 午後九時 四十分頃

父 孝 提 幸 十 二 南 佐 久 郡 長 根 村 在

吉祥寺内文臺前

警察部用

二 於了自又也二カ翌二日午前十時三十分

二 以住職三六部隆全之ヲ又元見由出

二 依ノ小寢昌ノ一広急措置ニヨリ目下

同郡白田町一 佐久病院ニ于テ当中

十ニカ或ハ一命ヲ取止ムルニアラズヤト

思科セラル、又ニルモ一 広

如又申報ハ也

本名ハ戦年一終結ノ申報断ニ

接スルヤ匠トシテ自又申報譯スバク

八月二十日頃之ヲ決意シ親戚知

己等ニ各遺書(封書)ヲ宛テ

長手系

九月一日 干後四時二十分 今信越線長

野馬 上り列車 小海線經由

前掲 青根村 吉祥寺内 父墓

前掲 皇墓 覆らし

極天 皇墓 覆らし

昭和二十年九月一日 午後九時四十分

角田 健 自又又

天皇陛下 万歳

紙片 認 又復し 八寸

短刀 下部 大腸 露 宜

心臓部 二回 突キ 昏倒

心臓部 致命傷 至らず

セリヲ 翌日 干前 五時 幸 濱 同 寺

住職が呻吟せし声は依り之ヲ答見  
 由は依り事定判明しよる也ノ  
 ナリ

以上

警察部用

長子系

24

# 冬後田覽

特許給憑第一五九号

昭和二十一年九月五日

長野縣警察本部

保安課長

田中省田中省田中

我輩は此の法に於ては此の法に於ては

首標一押一は此の法に於ては此の法に於ては  
在道一標一押一は此の法に於ては此の法に於ては

印

保 20.9.5

三  
系

田中省田中省田中

第一 和平 (終戦) に至リテ事情

警音ノ理解 徹底ノ状況

八月十五日 戦争終結ノ即断 断 断

縣下各層ノ戦争努力ノ此ノ純潔

之見也亦ノ戦争ノ状況ニ於テ

輕微ニシテ 戦争ノ断 断 断

中ナリトシテ 断 断 断

政治家 國家主義者 株式関係

者 等之ヲ 断 断 断

之ルヲ 得 ヲキ 立場ニ 断 断 断

大 部分ノ 縣民ハ 容易ニ 信ヲ 置クノ

能ク 至リテ 何レモ 奇異ノ 感ヲ 抱

カト 兵ニ 已ル 為ル 処ニ 決ヒ 決

状況ニシテ動搖ノ兆認  
 ヲラレモノアリタリ  
 逸早夕之ガ情勢ヲ  
 觀取シテ戰爭  
 終結ニ不備<sup>備</sup>ヲ有スル  
 一部ノ國家  
 主義者、軍人、或ハ其ノ行  
 存ヲ救護  
 シテ存コタルモノ、  
 由聖斷ハ敵ノ謀略ニ  
 乘セラレタル  
 和平主義者タル重臣、  
 財閥カ強  
 テ之ヲ奪之上ニセシテ  
 眞ノ臣子ノ本  
 分ハ戰爭ノ繼續以外ニ  
 何<sup>物</sup>ヲセ  
 ズトスル趣旨ノ國民  
 動亂  
 ヲ煽動スル宣傳或ハ文書  
 ノ散布  
 等行ハシ之ガ遂行  
 途下相俟ツニ  
 際安ハ愈々陰惡<sup>陰</sup>後意  
 スバキ状況



ヲ 呈スルニ至リタルヲ以テ 縣ハ其ノ以  
 見ヨ 是正シ 申聖斷ノ趣音ノ理  
 解 徹底ニ格段ノ方途ヲ講シ之  
 ガ善道ヲニ 努力メタル結果 擴張力  
 ハ順次 好转シ 不詳 事件等ノ發  
 生モ 見ズ 推移スルヲ得タル  
 其ノ後 新聞報通ニ依リ 輿論指導  
 或ハ 今次 臨時 護國會ニ於テ 首相  
 眞ノ 而 説明等ニ依リ 如何ニ我  
 方ノ 飛機 艦艇 船舶 其他 物的 戰  
 力ガ 敵軍ニ及ビ 劣勢ナリシカヲ知  
 得シテ 更ニ 御聖斷 加シ 千萬 國民  
 ニ 指示シ 給フ 御聖意ニ 所次ニ

相到

シテ

其ノ賢恩ノ

鴻大

無辺ニ

感泣

念ク

國休ヲ

護持シテ

恩膏

荊蕀ノ

途

光明

ヲ求メテ

出登セム

快意ヲ

順次

國ハ

趨

勢ヲ馴

致シ

當今

相

禮

奉

至

事

陳

由

事

理

正

シク

徹

感

ハレ

ツ

マ

我

光

ヲ

シ

テ

リ

我

光

ヲ

シ

テ

リ

我

光

ヲ

シ

テ

リ

第二

戰爭終結後 = 於此治安維持上ノ爲ニ  
特異ニ 象

戰爭ノ終結ノ中聖斯降ルヤ一般

= 興ハタルニ 衛 擊 = 保刻 十ニモノアリ

國家主義團體軍駐屯部隊 = 在

テハ 特ニ 此ノ 傾向 強ク 最後迄 抗

戰 スルニ トスルノ 勢力力ニ 支配カレタル

モノ、如ク 其ノ 一部ニ 有リテ 不穩定

付ビラノ 撤布 起 運終 待機

悲憤ノ 極 自又セシモノ等々 分散的

= 發生スルニ 等 注意スルキ 傾向ニ 有リ

タルニ 時日ノ 経過ト 共ニ 漸次 平穩

= 歸シ 概不 平常ニ 腹ニ 現在

三 系

特異ノ動向ナシ 此ノ百ノ癸生ニシテ

特異事ノ象ヲ摘記スルニ在リ如シ

一般民ヲ俱

(1) 旧立憲美良正命 東信聯合支部幹

部 小林聚甚三 八月十七日自交

=同志 九名ヲ 考集シ 提議人

結果 戦争ノ結果ニ對シ 他述ノ支戰

スレトノ結論ヲ得 直ニ 皇陛下

天皇陛下ヲ 戦争ノ責任者トシテ

死刑ニスルト 放逐ニシテ平んニシテ

之ヲ降伏出来ルカ 起テ

忠良ナル臣民降伏 絶対反對

等 七種ノ憲法ハヒウ 三百枚ヲ作成シ

(2)

同日夜一部同志は山縣部員等より  
 方面に五十余部を配布して同志を  
 糾合し努力を怠りて天亦籍畧の象蹄  
 二ヨリ本軍動の中止スルに至リテ  
 上田市は大東重長年同盟主幹細田信  
 次は在京天劍流寺田稻次郎等と  
 連絡し單身上京軍交戦後ト  
 共ニ野起ヲ計畫シ之ヲ運動スル  
 爲ニ定付日ヲ作戦同志ニ  
 配布スルト共ニ時機ノ到ルニ  
 待テツハ有リタシモ軍ノ傾向日々  
 平靜ニ歸シ到ル迄之ヲ待テ

中三(天)

状況ニ到ルヤ本名又一時送テ断

念スルニ到リ現在持ニ恒意スベキモノ

無キモ戦争終結ニ至ルハ原因ヲ

重臣側近ニ有リ何レ之等ニ利

裁ヲ加ヘサルハカクズトモ意圖ヲ内

在セシメスルモノト如ク成汝恒意中

ナリ。在汝ハ意圖ニ至ルハ...

...

(3) 元金鶏院學子道可通

正六日本主義運動ニ活動ニ...

角田真治息、角田健(大正之年生)

小泉近長子、女子長年伊範文子校教頭

又中職中、今長水聖ニ接ニ臣下ト



之ヲ申譯テ之下 九月百南佐良郡

寺月限村在 寺詳寺 父墓寺

又後八寸ノ短刀ニテ 自又ニテ

致命傷トナラズ目下 田ノ海院ニ

手当中トナリ

(4) 其ノ他 八月二十二日未明 岡 谷市内

洞國一心隊ニ 名下ニ 在記

配布セルニ 竹為者不明 目下捜査中

中

二 軍動向

(1) 陸軍士官学校 五十九期生 一二百名 南

佐久郡本牧村在 有リテ八月十九日

七八、自一年用復物、自動車、北佐久

郡、輕井澤、交通、甲、左、秋、相模、京

郡、坐、在、本校、生徒、呼、底、

積極的行動、開始、又、行動、

有り、多、也、生徒、隊長、矢、野、井、大、佐

ノ、獲得、二、日、少、一、再、終、一、二、日、歸、心、一、八月

三十、日、解散、或、又、舉、行、一、名、人、分、散

其、上、一、人、歸、郷、一、目、下、職、真、一、等、

殘、餘、の、整理、一、存、殘、存、一、等、

ス、リ、キ、モ、ノ、ナ、シ、

2、上、田、飛、机、隊、付、一、遊、佐、子、之、功、一、三、十、年、

一、戦、争、一、終、結、一、二、憤、激、一、一、八、月、一、十、七、日、



午後十時頃 小糸郡 東馬田村 山林  
中ニ於テ 割腹 自殺ヲ遂ゲタルヲ  
同又妻 赤子 共ニ同年マタ之ニ續ク  
中 自殺ス。

(3) 長野 師範 區司令部 兵器部 付  
田中 甲 長 八月二十日夜 其ノ下宿

先 長野市 城山 大石 旅館ニ於テ  
二年 鏡ニヨリ 自殺ス

(4) 岐阜 中 縣 稲田 郡 鷺 根 町

陸軍 少尉 集 武

詭 逆 抗 戦 之 入 レ 下 墮 激 之 八 月 十 七 日 卒

一 三 三 系

後一時敵隊挺身隊ヲ繞成ニ成リ

マス、木曾谷、飛澤山脚ニ立籠リ

其ノ機ヲ察シ、是リテハ、内ニテ名ハ

認書ハ、護ヲ授ケ、二十五日迄ニ御隊

セルモ、十六名ハ未ダ所在不明ニシテ

目下松本皇恩兵六隊ニ有リテハ、捜索

中ニ捜索ナリ。是レハ、大分、大分、大分

同ノ如ク、大分、大分、大分、大分、大分

(B) 敵隊ハ、大分、大分、大分、大分、大分

大分、大分、大分、大分、大分、大分

大分、大分、大分、大分、大分、大分

大分、大分、大分、大分、大分、大分

大分、大分、大分、大分、大分、大分



現況 多分 運送 覆つた 非

カ、現状ニアリテ 将来不安ニ伴フ

流之毛亦之ニ随伴シテ断たズ、

然レト雖モ全般ニ之ヲ觀ル時、他面ニハ

新日本建設ノ為、今コソ 長良一致

相信、ホツタイ宣言ニ忠実ニ履ル、

将来ノ光明ヲ求メ敵軍ニテ止マズ、

先陣ニ向ヒテ有リテ 先ズ速カニ

時東ノ施設ヲ求メ 諸討第ニ得

以安和 全キヲ 要望スルニ有リテ 現況

有リ。

2. 帰還軍人ノ動向

一般軍人ノ競争敗北ノ直接者トシテ 自覺

下ニ其ノ責務ヲ深ク痛感シ有リテ

期セザリト生還ヲ現事態ニ無念

遺ルカタナク、願ヒ隱重ノ態ニ

有リ、亦後ノ進路ニ就テハ苦慮ノ態

ニ有ルヲ和當ニ觀取セラル、状況

ニ有リ、然レテ復貞ニ保衛シテ

被服其他ヲ背ヒ返シ、為ニ一般部長

殊ニ遺家族ノ悲嘆ノ的ト成リ去ル

ノ状況ニ覆ヒ觀テ殊ニ將校ノ大志

泥的ヲ為ニ就キテハ今後國民

ノ思想傾向ニ上ニモ多大ノ影響

アリヤニ觀取セラル、状況ニ有リ、

◎ 輕微ナル事案トモテ、

管下北佐久郡五郎兵衛新田村

復 眞 軍 人 四 十 數 名

結束之今後ノ村推進隊タルヲ申合

ハ也、村ノ現自<sup>自</sup>体改革ヲ云々セルニ

依リ之ニ威圧セラシムル 部長 会長(村

会議眞前<sup>前</sup>方)ハ連判<sup>判</sup>ヲ以テ村長ノ

許ニ辞表ヲ提出セルノ事案トモテ生セル

モ亦賴<sup>賴</sup>果<sup>果</sup>眞ノ連絡<sup>連</sup>説<sup>説</sup>得<sup>得</sup>ニ依リ一時

之ガ辞表ヲ留保セシメ置クニ至ラシ

メアリ。

(3) 戦後遺家族ノ動向

事能<sup>能</sup>茲<sup>茲</sup>ニ至<sup>至</sup>ル言<sup>言</sup>アリテハ尙<sup>尙</sup>ノ事案トモテ

ナク 無事 帰還スル 将兵ヲ 見テハ

感 無量タル 能シテ 近親ノ 尊

キ 犠牲ノ 後ヲ 新夕ニ 居ルノ 状況

ナルカ 眼前ニ 見ル 将兵ノ 士氣

大ナル 被服等ヲ 見ルニ 及レテハ 相当

深刻タル 疑眼ヲ 以テ之ヲ 迎ハツアリ。

然レテ 中ニ 敗戦ノ 現実ヲ 味ハスニ

逝ケルヲ 空夢ノ 我カ子、妻ハノ、セメテ

モノ 幸ヒタルヲ 去カニ 有リ、

右遺族ニ 團シテハ 飲向 指導中ナル

モ 在リ 妙々 中心トモ 成ル 可キ 勳

聲 力。 大志ニ 在リ 妙々

(1) 復員軍人ニ 何改ニ 食用、其ノ 他ヲ

三三三

興亡ノ必要アリヤ、寧ろハ軍人會

全部ニ對シテモキリアル。甚シク

ハ蒙越配給トセヨ。

(2) 今後遺骨ノ帰還アリヤ、殊ニ

莫電ニ對スル取扱ヒノ不安。

(3) 遺族ノ恩典関係ニ對スル不安。

特攻隊戦死者ト同様に戦死

者トシテ賞賜ヲ受クニシテ欲ム。

以上財部

一、遺族ノ恩典関係ニ對スル不安。

一、特攻隊戦死者ト同様に戦死

者トシテ賞賜ヲ受クニシテ欲ム。

一、遺族ノ恩典関係ニ對スル不安。



四、軍需産業關係者及從業員ノ動向

(一) 軍需産業關係者ノ動向

戰爭終結ニ伴、工業生産轉換ノ急務ナルニ鑑ミ、當廳ニ於テハ不取敢也カ基本的方向ヲ

(1) 新事態ニ即意ニ急速ナル自主的工業轉換ヲ助長スルコト

(2) 資材ノ確保製成品ノ販賣等ニ系統制混亂ヲ惹起セサル様措置スルコト

(3) 本縣工業力ノ健全ナル確立保持ニ務メ我後經濟安定ニ資スルコト

一次定ニ其ノ自主性ヲ尊重シ生産機器民需機器我復興用品

長  
野  
系

等直接 百接ニ國民生活充實 需要品

ノ生産ニ着手スル如ク警察署 地方事務

所其他關係機関ヲシテ指導勸奨中ナリ

而シテ右ノ關係スル軍需 産業関係者ノ動

向ヲ視ルニ一時ハ茫然自失ノ状態ナリシガ

漸次平靜化シ平和産業ヘノ切換ヘラ企

圖セルガ本縣内主要工場ノ大部分ハ中央ニ

本杜ヲ有スルヲ又ハ其ノ下請協力工場ノ関

係ヨリ獨自ノ見解ヲ以テ轉換困難ノ状

況ナリ

從而斯程工場ハ本杜ノ指示ヲ待ツテ新発

足セントシ弱小工場ハ案々懐疑スル等其ノ

様相ハ形状ニ難クアリ

更ニ又自主

221

的ニ轉換ヲ企圖スルモ工作若械類ノ供出  
 乃至ハ戦力化ニ依リ従前ノ企業ニ復帰  
 困難ヨリ一時工場ヲ閉鎖スルモ又ハ工作  
 機械ヲ有スルモ資材難術工員ノ喪失  
 等ニ基因シテ亦轉換困難ヨリ國家ノ  
 態度方針ノ決定ヲ待ツテ奈足セントノ  
 日和見酌ノモノ散見セラル  
 然レテカガ一部ハ企業意欲旺盛ニシテ  
 他工場ノ行進悩ミノ機ニ乘シ有利ノ  
 地歩ヲ獲得セシトノ野望ヲ抱キ暗躍中  
 ノモノ見受ケラレカ機ヲ見ルニ敏ナル  
 企業者ノ片鱗ヲ反映シ居ルモアリ  
 従業員ノ措置ニ對シテハ高麗指示ニ

是  
 事  
 系

準據シ夫々道徳ナキヲ期シツ、アルカ各  
 工場共概ネ八月中、學徒女子挺身  
 隊ヲ組織被呈用者其他、順位ニ依  
 從前ノ取業特、取業ヲ勸奨セシメ最  
 限度ノ従業員ヲ以テ殘留並環境  
 ノ整備ヲ行ヒツ、アルカ一部工場、於テハ  
 企業ノ拡張等ニ資金ヲ放出シ或ハ後  
 ヲニ勞務資材ヲ確保セシメ赤字  
 ヲ生ジセカ決済ニ困却シ居リ也等業  
 者ハ自暴自棄的様相ヲ露呈スル等  
 看過スルカラザルモノアリテ平和産業  
 へノ轉換ニハ相為近銘由折ハ免レザルニ  
 ノト認メラレ